

## 道銀ローン定型約款の変更について

いつも弊行をご愛顧いただき誠にありがとうございます。

弊行では、令和2年4月1日より施行された民法第548条の2の定めにもとづき、道銀ローンの定型約款を本ホームページに公開しております。

定型約款について変更がある場合は、民法第548条の4第1項の定めにしたがい、あらかじめ変更の適用開始日を明記のうえ本ページにてお知らせいたしますので、ご確認いただけますようお願いいたします。

**変更の適用開始日：2023年3月1日**（2023年2月1日公開）

|        |  |
|--------|--|
| 変更する約款 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・道銀ATMカードローン契約規定（2020年4月1日制定）</li> <li>・教育ローン（カード型）契約規定（2020年4月1日制定）</li> <li>・道銀ATMカードローン保証委託約款（2020年4月1日制定）</li> </ul>  |
| 変更する条項 | <p>【道銀ATMカードローン契約規定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第5条（取引期限）</li> <li>・第8条（自動引落し）</li> <li>・第11条（期限前の全額返済義務）</li> <li>・第18条（届出事項等）</li> </ul> <p>【教育ローン（カード型）契約規定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第5条（カード利用期限）</li> <li>・第7条（元利金返済額等の自動支払）</li> <li>・第11条（期限前の全額返済義務）</li> <li>・第19条（届出事項等）</li> </ul> <p>【道銀ATMカードローン保証委託約款】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第4条（求償権の事前行使）</li> </ul>  |
| 変更前の文言 | <p>【道銀ATMカードローン契約規定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第5条（取引期限）             <ul style="list-style-type: none"> <li>4. お客様の相続が開始したときは、<u>この取引による新たな貸越を中止し、期限が到来したものとします。</u></li> </ul> </li> <li>・第8条（自動引落し）             <ul style="list-style-type: none"> <li><u>（第4項を新設）</u></li> </ul> </li> <li>・第11条（期限前の全額返済義務）             <ul style="list-style-type: none"> <li>1. お客様について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、当行から通知催告等がなくてもこの取引による貸越元利金の全額について期限の利益を失い、直ちに貸越元利金の全額を支払うものとします。</li> <li><u>（7）相続の開始があったとき。</u></li> </ul> </li> </ul> |

・第18条（届出事項）

1. 氏名・住所・印章・電話番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面（電磁的記録によるものを含む）により当行へ届出するものとします。

（第5項を新設）

【教育ローン（カード型）契約規定】

・第5条（カード利用期限）

（第5項を新設）

5. 借主は、いつでも本契約を解約できるものとします。この場合、借主は銀行所定の書面により取引店に通知するものとします。
6. 本取引が解約されたときは、借主は遅滞なく貸越元利金の全額を支払うものとします。また、直ちにカードを銀行に返却するものとします。

・第7条（元利金返済額等の自動支払）

（第5項を新設）

・第11条（期限前の全額返済義務）

1. 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主は本取引による債務全額について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。

（略）

④相続の開始があったとき

・第19条（届出事項）

2. カードに偽造・紛失・盗難があった場合や、氏名、住所、印鑑、電話番号その他銀行に届け出た事項に変更があったときは、直ちに銀行に書面で届け出るものとします。

（略）

（第6項を新設）

【道銀ATMカードローン保証委託約款】

・第4条（求償権の事前行使）

私が下記の各号の一つでも該当したときは、私は第2条による代位弁済前といえども当社に対して求償債務を負い、直ちに弁済するものとします。

（略）

（7）死亡したとき。

（8） その他債権保全のため必要と当社が認めたとき。

|               |   |
|---------------|---|
| <p>変更後の文言</p> | <p>【道銀 A T Mカードローン契約規定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 5 条（取引期限）<br/>お客様の相続が開始したときは、<u>この取引による新たな貸越を中止します。</u></li> <li>・ 第 8 条（自動引落し）<br/><u>4. お客様の相続の開始について銀行が届出を受けた場合は、本条に基づく自動引落は停止します。相続の開始の届出を銀行が受けた時点で、銀行に対する貸越元利金がある場合には、他の方法で返済するものとし、遅延した場合は第 11 条第 1 項第 1 号が適用されるものとしします。</u></li> <li>・ 第 11 条（期限前の全額返済義務）<br/>1. お客様について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、当行から通知催告等がなくてもこの取引による貸越元利金の全額について期限の利益を失い、直ちに貸越元利金の全額を支払うものとしします。<br/><u>（第 7 号を削除）</u></li> <li>・ 第 18 条（届出事項等）<br/>1. 氏名・住所・印章・電話番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面（電磁的記録によるものを含む）により当行へ届出するものとしします。<u>また、お客様の相続が開始した場合も同様とします。なお、届出の前に生じた損害については、銀行は責任を負わないものとしします。</u><br/>(略)<br/><u>5. お客様の相続の開始について銀行が届出を受けた場合は、本契約による請求、催告、督促その他いっさいの通知については相続人のうち一人に対して行うことで効力を発するものとしします。</u></li> </ul> <p>【教育ローン（カード型）契約規定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 5 条（カード利用期限）<br/><u>5. 借主の相続が開始したときは、この取引による新たな貸越を中止します。</u></li> <li><u>6. 借主は、いつでも本契約を解約できるものとしします。この場合、借主は銀行所定の書面により取引店に通知するものとしします。</u></li> <li><u>7. 本取引が解約されたときは、借主は遅滞なく貸越元利金の全額を支払うものとしします。また、直ちにカードを銀行に返却するものとしします。</u></li> <li>・ 第 7 条（元利金返済額等の自動支払）<br/><u>5. 借主の相続の開始について銀行が届出を受けた場合は、本条に基づく自動支払は停止します。相続の開始の届出を銀行が受けた時点で、銀行に対する貸越元利金がある場合には、他の方法で返済</u></li> </ul> |
|---------------|---|

|               |  |
|---------------|--|
|               | <p><u>するものとし、遅延した場合は第 11 条第 1 項第 1 号が適用されるものとし、</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 11 条（期限前の全額返済義務） <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主は本取引による債務全額について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとし、</li> <li>（略）</li> <li><u>（第 4 号を削除）</u></li> </ul> </li> <li>・ 第 19 条（届出事項等） <ul style="list-style-type: none"> <li>2. カードに偽造・紛失・盗難があった場合や、氏名、住所、印鑑、電話番号その他銀行に届け出た事項に変更があったときは、直ちに銀行に書面で届け出るものとし、<u>また、借主の相続が開始した場合も同様とし、</u>なお、<u>届出の前に生じた損害については、銀行は責任を負わないものとし、</u></li> <li>（略）</li> <li><u>6. 借主の相続の開始について銀行が届出を受けた場合は、本契約による請求、催告、督促その他いっさいの通知については相続人のうち一人に対して行うことで効力を発するものとし、</u></li> </ul> </li> </ul> <p>【道銀 A T Mカードローン保証委託約款】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 4 条（求償権の事前行使） <p>私が下記の各号の一つでも該当したときは、私は第 2 条による代位弁済前といえども当社に対して求償債務を負い、直ちに弁済するものとし、</p> <p>（略）</p> <p><u>（第 7 項を削除）</u></p> <p><u>（7）その他債権保全のため必要と当社が認めたとき。</u></p> </li> </ul> |
| <p>変更する理由</p> | <p>カードローンご契約者さまの相続の開始をもって、相続人に対したただちに一括返済を求めない対応を行うことから、契約規定および保証委託約款の文言を一部変更いたしました。</p> <p>なお、上記以外のカードローンにつきましても、相続の開始のみを理由として一括返済を求めることはいたしません。</p>  |

変更の適用開始日：2022年4月1日（2022年3月7日公開）

|        |  |
|--------|--|
| 変更する約款 | 道銀ATMカードローン契約規定（2020年4月1日制定）   |
| 変更する条項 | ①第2条（取引方法）<br>②第5条（取引期限）   |
| 変更前の文言 | ①2. この契約における当座勘定（以下「この当座勘定」といいます。）の取引は、 <u>預金口座のキャッシュカードの使用による貸越金</u> の入出金、本規定第3条による自動融資および同第7条による定例返済によるものとし、小切手・手形の振出しあるいは引受けは行わないものとします。<br>②5. お客様は、いつでもこの取引を解約できるものとします。この場合、お客様は <u>当行所定の書面により取引店に通知するものとします。</u>  |
| 変更後の文言 | ①2. この契約における当座勘定（以下「この当座勘定」といいます。）の取引は、 <u>預金口座のキャッシュカードの使用または道銀ダイレクトサービスもしくはどうぎんアプリによる貸越金</u> の入出金、本規定第3条による自動融資および同第7条による定例返済によるものとし、小切手・手形の振出しあるいは引受けは行わないものとします。<br>（略）<br><u>4. 道銀ダイレクトサービスの取扱いは、別に定める道銀ダイレクトサービスご利用規定によるものとします。なお、道銀ダイレクトサービスご利用規定が変更された場合はその規定に従います。</u><br><u>5. どうぎんアプリの取扱いは、別に定めるどうぎんアプリご利用規定によるものとします。なお、どうぎんアプリご利用規定が変更された場合はその規定に従います。</u><br>②5. お客様は、いつでもこの取引を解約できるものとします。この場合、お客様は <u>当行所定の書面により取引店に通知いただくか、もしくはその他当行所定の方法によりお手続きいただくものとします。</u> |
| 変更する理由 | ①ATMカードローンの借入および返済が「道銀ダイレクトサービス」または「どうぎんアプリ」でもお手続きが可能となったことから、契約規定の取引方法にかかる文言の一部を変更および追記いたしました。<br>②従来、お取引店にお申し出いただいておりますご解約等のお手続きについて、2022年4月1日以降お電話でもお手続きが可能となったことから、契約規定の取引期限にかかる文言の一部を変更いたしました。  |

以上